

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(負担金部分) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

島根県教育委員会

公表日

令和3年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	<p>・特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を都道府県が全部又は一部を支弁する。支弁区分決定は、収入額・需要額調査による。</p> <p>・特定個人ファイルは、次の事務に使用している。 ①保護者等の経済的負担能力を測定するため、収入額・需要額調査書に収入に関する市町村の証明書を添付させる、 ②「収入額」を算定する、 ③前年12月末日現在の同一生計世帯の世帯構成(住所、年齢等)に基づいて「世帯員数」「年齢」「世帯の住居による地域の級地区分」などの保護基準を用いて「需要額」を測定する、 ④支弁区分(I、II、III)を決定し、学校及び保護者に通知する。</p>
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
支弁区分決定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の26の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の37の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁特別支援教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁特別支援教育課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	II 1. 対象人数の計数時点	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
平成28年9月1日	II 2. 取扱者数の計数時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
平成28年9月1日	表紙 評価書名	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(負担金部分) 基礎項目評価書	事後	評価書の内容についてわかりやすくしたものであり、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	三島 賢隆	佐藤 真司	事後	定期人事異動による所属長の変更であり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月16日	II 1. 対象人数の計数時点	平成28年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
平成30年4月16日	II 2. 取扱者数の計数時点	平成28年4月1日時点	平成30年4月16日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月7日	I 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 佐藤 真司	②所属長の役職名 特別支援教育課長	事後	新様式への切り替えに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月7日	IV リスク対策	未記載	新様式への切り替えに伴う新規記載	事後	新様式への切り替えに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月7日	II 1. 対象人数の計数時点	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和1年5月7日	II 2. 取扱者数の計数時点	平成30年4月16日時点	令和元年5月7日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和2年1月27日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第7号 別表第一の26の項	番号法第9条第1項 別表第一の26の項	事後	評価の再実施に伴う者であり、重要な変更に該当しない。
令和2年1月27日	II 1. 対象人数の計数時点	平成31年3月31日時点	令和2年1月27日時点	事後	評価の再実施に伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和2年1月27日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和元年5月7日時点	令和2年1月27日時点	事後	評価の再実施に伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和3年2月25日	II 1. 対象人数の計数時点	令和2年1月27日時点	令和3年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。
令和3年2月25日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和2年1月27日時点	令和3年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しない。